

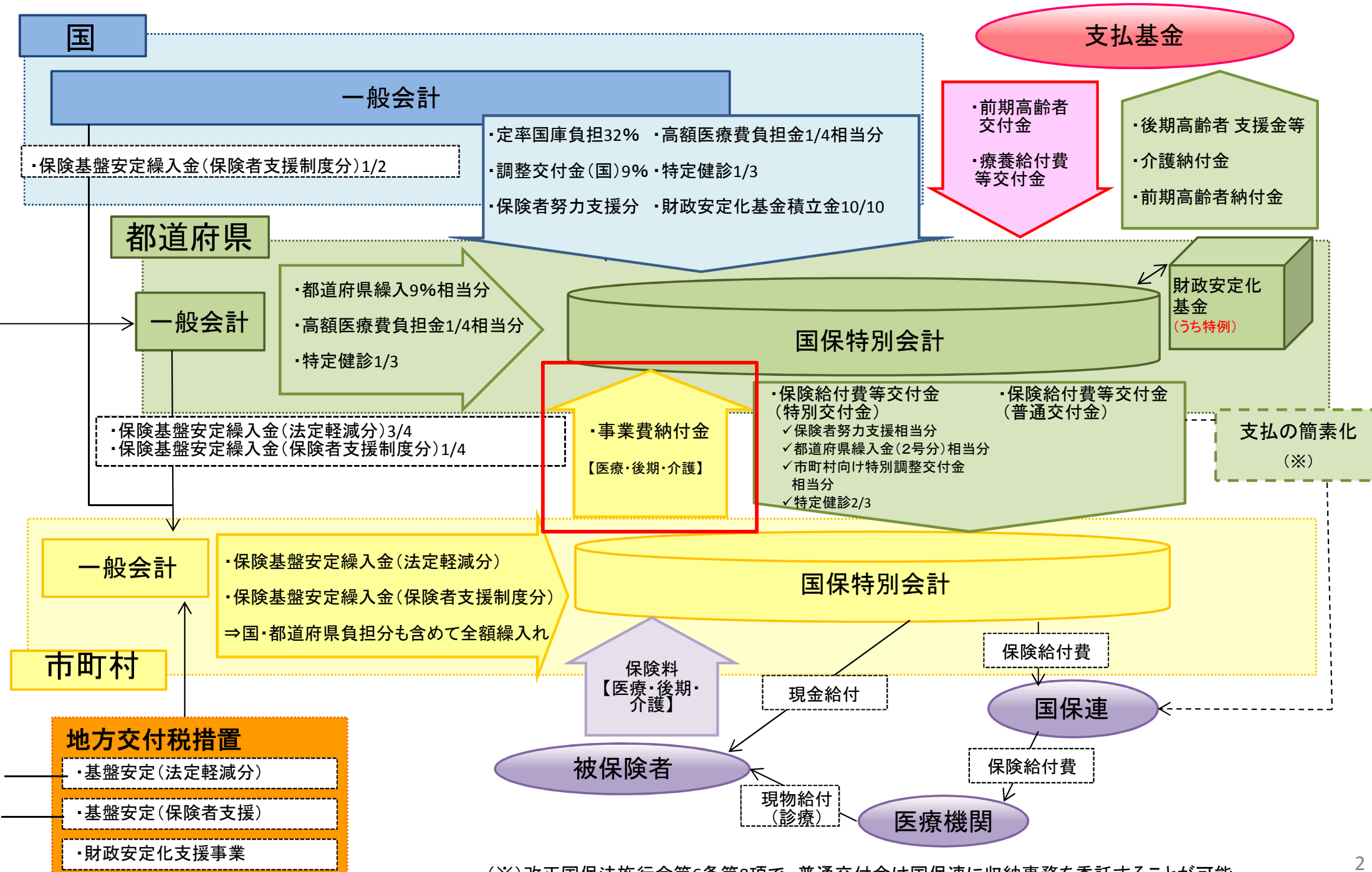
平成31年度事業費納付金の徴収について

平成31年2月14日

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

都道府県単位化後の国保財政の基本的な枠組み

(※)厚生労働省資料

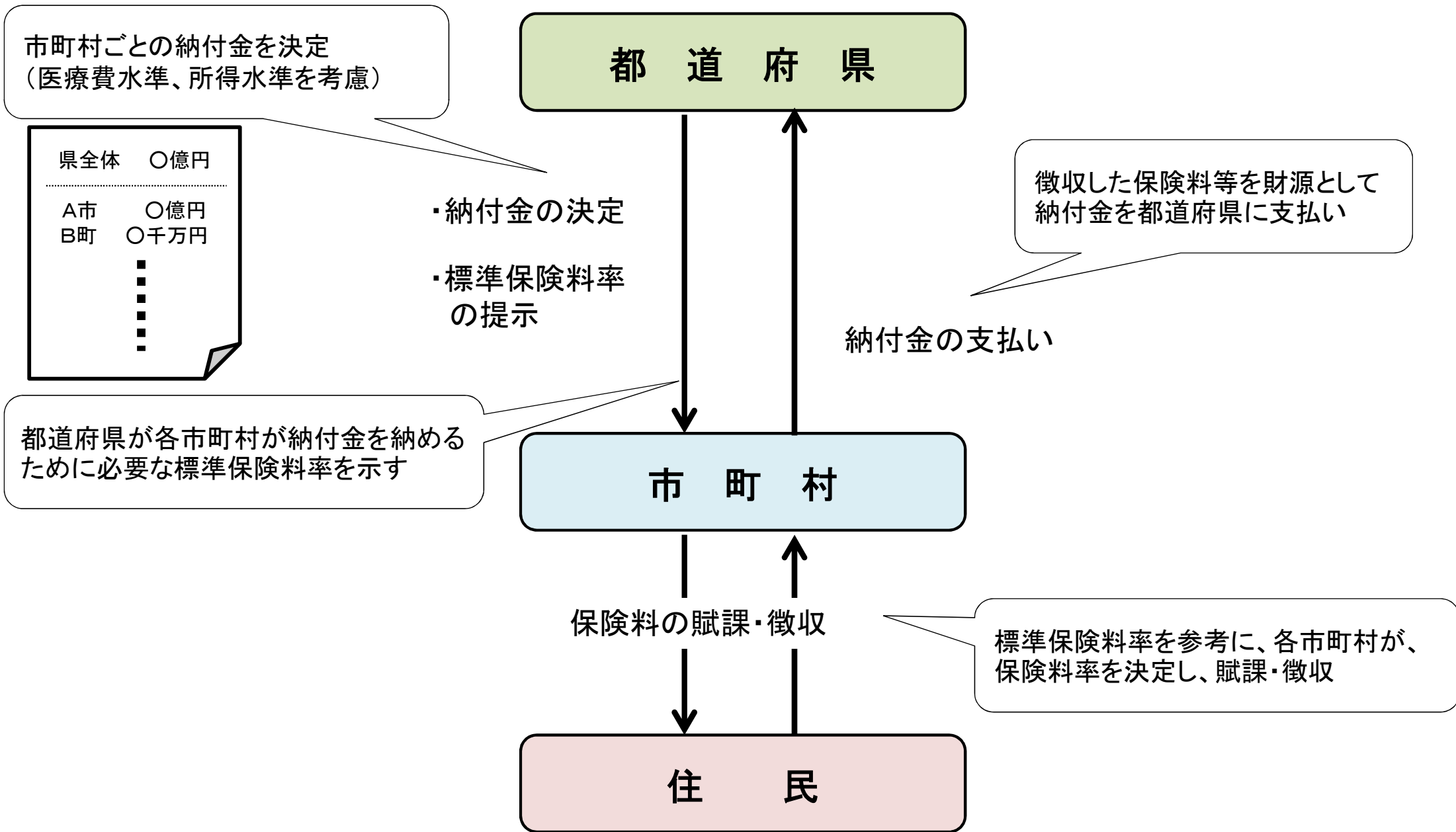


(※)上記のほか都道府県繰入金等にも措置。

(※)改正国保法施行令第6条第8項で、普通交付金は国保連に収納事務を委託することが可能。

国保保険料の賦課、徴収の仕組み(イメージ)

(※)厚生労働省資料



保険給付費等交付金に係る国公費等の交付スケジュール

	財源内訳	交付月・交付率												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
普通 交付金	療養給付費等負担金	50%	13.8%	13.8%	13.8%								8.6%	
	国・普通調整交付金						50%							50%
	国・特別調整交付金 (市町村向け除く)													100%
	高額医療費負担金			16.6%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	25%	
	特別高額医療費 共同事業負担金						100%							
	保険者努力支援交付金 (市町村向け除く)						100%							
	前期高齢者交付金	(8.3%)	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
	療養給付費等交付金	(8.3%)	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
特別 交付金	国・特別調整交付金													100%
	保険者努力支援交付金						100%							
	特定健康診査等負担金							100%					※	
	保険基盤安定負担金 (国・保険者支援)									75%			25%	

注1：30年4月の前期交付金と療養給付費等交付金は、前年度分として市町村に交付される。 ※追加交付が必要な場合には、3月に交付。
 注2：療養給付費等交付金にかかる29年度分の精算は、30年9月に市町村が納付書による返還、または10月に市町村に追加交付となる。
 30年度分の精算においては、31年9月に都道府県が返還（一定の要件により充当可能）、または10月に都道府県に追加交付となる。

国保事業費納付金の徴収について

○保険給付費等交付金(普通交付金)の交付方法:

- ・H30年度:概算払い(県が定める基準額により支払)
- ・H31年度:概算払い(固定額支払い) ← 市町村に照会の上、変更

○事業費納付金の徴収時期:

- ・H30年度:5月～3月の11回の納付
- ・H31年度も同様のスケジュールを予定

○H31年度のキャッシュフロー(保険給付費等交付金の交付と事業費納付金の徴収):

- ・歳入・歳出の時期はH30と同様を見込んで作成
- ・2019年4月～2020年4月の13ヶ月間で、歳入<歳出となるのは7ヶ月。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○

- ・詳細の歳入・歳出は別添資料参照。